

第44号議案

品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年7月6日

品川区長 濱 野 健

品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項第2号中「別表」を「別表第1」に改め、同条中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 前項第2号の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第2に定める額とする。

- (1) 幼児教育施設
- (2) 法第7条第4項の教育・保育施設
- (3) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部

(5) 児童福祉法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または同法第43条の2の児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。）

6 第4項第2号および前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第3階層に属する世帯に限る。次項において同じ。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3および別表第4において同じ。）以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。

7 第4項第2号および前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。

別表第7階層の項中「370,000円」を「803,000円」に改め、同表第8階層の項中「370,001円」を「803,001円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の3表を加える。

別表第2（第8条関係）

区分	月額（幼児1人につき）
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第8条	別表第1に定める額に100分の50を乗じて得た額

第5項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している児童のうち、最年長である児童の次に年長である幼児	
その他の幼児	0円

別表第3（第8条関係）

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

別表第4（第8条関係）

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
最年長である特定被監護者等	別表第1の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第8条第4項第2号、同条第5項から第9項までおよび別表第1から別表第4までの規定は、平成29年度以後の保育料について適用する。

（説明）保育料の多子軽減制度等を導入するほか、保育料の算定に係る所得の基準を見直す必要がある。